

1997年～98年の労働基準法改定問題をめぐる
労働組合運動の対抗力

芹 沢 寿 良

2010年3月
高知短期大学
社会科学論集 第97号 抜刷

1997年～98年の労働基準法改定問題をめぐる 労働組合運動の対抗力

芹 沢 寿 良

はじめに

わが国では、2008年秋のリーマンショックを契機とする経済危機と雇用失業情勢の厳しさが続くなかで、2009年8月30日に総選挙が実施され、「政権交代を」の機運を背景に、国民の投票行動は長期に亘った自公連立政権を劇的な敗北に追い込み、民主党を中心とする新しい連立政権を誕生させた。わが国の政治史において初の歴史的な出来事であった。

労働組合運動も国民諸階層の社会的運動も、この政権交代を基本的に歓迎し、政権与党の「生活第一」の公約を重視して、新しい政治的環境と行政の対応姿勢の変化などを積極的に活用した労働雇用法制改革や社会保障、社会福祉制度の改善、拡充の要求運動を開始し、歴代の保守党政権では容易でなかった要求実現の可能性を大きく拡大してきている。

労働組合運動にとって極めて重要な政策制度要求である労働雇用法制改革については、2006年末からの安部政権によって着手されたが、労働基準法の改定（ホワイトカラーエグゼンプションの導入）を社会的批判の前に断念させ、部分的には最低賃金法など一定の改善措置をとらせて、全体的には参議院選挙の野党勝利を通して、財界の目論見通りにさせずに2007年に一段落した。

財界の強い要求であった労働者派遣法の一層の規制緩和問題は、2008年に福田政権が、明らかにされた派遣労働者の悲惨な労働実態への社会的批判の広がりを見逃さず、「再規制」と「規制緩和」の内容を抱き合わせた改正法案を国会に提出した。しかし、その直後の世界的経済危機の発生を契機とする大量の「派遣切り」が強行され、可視化された貧困と格差の現実、そこから展開された東京からの「年越し派遣村」運動が全国的各地に広がり、派

遣労働者問題への社会的関心が一段と高まった。政府案に対する抜本的改正要求を掲げた労働組合運動や社会的運動とそれを支持する野党四党間の基本的修正内容の調整が進められ、衆議院解散の直前に民主党、社民党、国民新党三党の対抗法案が国会に提出された。しかし、衆議院の解散で政府案も野党対抗案もともに廃案となり、ここで自公政権による労働雇用法制改革は終焉、政権交代により民主党を中心とする社会民主党、国民新党による三党連立政権が新たに担うこととなった。

危機感を深めた財界は、業界団体や一部エコノミスト、また派遣労働者をも動員して、これに対する反対世論を動員する組織的なキャンペーンを繰り広げたが、三党連立政権は、「再規制」の方向での立法化の基本的立場を堅持、三者構成の労働政策審議会に建議を求めた。2009年末、同審議会は、使用者側と一部公益側委員の反対、慎重論のなかでも、基本的には「規制」強化の方向で、一定の猶予期間も設ける立法化を求める建議を厚生労働大臣に答申している。

それに基づき作成される政府の「改正案要綱」が、再度労働政策審議会で基本的に了承されれば、2010年3月には第174通常国会に提出され、国会審議を経て成立に向かうことになる。

今日の労働・雇用法制改革の中心的課題が民主党連立政権の下で労働組合運動の基本的支持を得て、従来の「規制緩和」から「再規制」へ、派遣労働者保護を盛り込んだ新しい労働者派遣法が、再規制強化の不十分さという問題点を残しながらも、成立することは、一定の積極性をもつものといえよう。

今後、労働組合運動は、貧困と格差が生み出したワーキングプアを解消させるために奮闘した社会的諸運動との連帯、共同をさらに発展させつつ、他の労働雇用法制の今日的問題点を検討し、改正要求を取りまとめ、同時に未批准のILOの労働雇用法制に関わる諸条約の批准要求と結合させた運動の組織化が重要な課題となろう。それを期待するものである。

本稿は、この機会に、1980年代中葉以降の政府、財界の新自由主義路線からの連続的な「規制緩和」の労働・雇用法制改革に対して、ナショナルセンターを中心とした労働合運動の取組みとして、高い評価が与えられている

1997年から1998年の労働基準法改定問題をめぐるナショナルセンターの連合、全労連、全国組織の全労協の取組み、それを支援し協力した組織と運動等の状況を概観したものである。当時のナショナルセンターをはじめ労働組合運動が労働基準法の改定問題に危機感を深めて、どのような基本的姿勢と要求を対置し、運動を発展、前進させる対抗力の構築にどのように取り組み、社会的支持を拡げて、政府、議会に対する要求実現の運動を推進、展開したか、そうした取り組みにおける問題点は何だったのか、とくに欠けていた対抗力はなんであったのか、今後の労働組合運動の制度政策闘争のみならず、わが国労働組合運動の再生、発展に不可欠な異なる労働組合組織間の協力、共同の在り方を改めて指摘しておきたいと思っている。

なお、(注)での細かい点に関わる部分の引用は字数制限の問題もあるので省略し、末尾の参考資料と文献の紹介に留めたことをお断りしておきたい。

I 戦後労働法制のなかの労働基準法

(1) 政府、戦後労働雇用法の制定から見直し、再編の検討へ

第二次世界大戦後、わが国はアメリカ軍を中核とする連合国軍の占領体制のもとにおかれ、GHQの民主化構想と政策に基づき、日本国憲法の制定を前後して戦前・戦中にはまったくみられなかった民主的な労働・雇用法制が確立された。

労働組合法（1945年）、労働関係調整法（1946年）、労働基準法労働者災害補償保険法、職業安定法、失業手当法、失業保険法（1947年）などである。1947年制定の五法は、憲法第25条の生存権保障を基軸した体系的法制であった。

その後間もなく、占領政策の転換のなかで、高揚した労働組合運動を抑え込むために、危機感を深めた占領軍の1947年以降の超法規的な書簡や指令、1952年のサンフランシスコ条約による「独立」後は、日本政府の占領軍の基本政策の継承による1952年4月の治安立法・破防法の制定、大規模ストライキ制限の労働関係調整法の改正、1953年の石炭・電力両産業の特定争議行為

を禁止するスト規制法の制定という団結権保障を制限、禁止の法的措置をとったことは周知の通りである。

そうした過程から自力で抜け出した労働組合運動は、全般的な高揚に向かい生活防衛の地道な闘いを続けて、そのなかで労働者の権利意識は、それなりに成長し強められていった。戦後の労働者の労働諸条件の法的最低基準を定めた労働基準法は、こうした労働者の権利意識に支えられた労働組合運動と労使関係によって1980年代まで40年近く労働者保護法制の中核として基本的に維持されてきたのであった。

以下、労働基準法の労働時間制度についての1990年代までの変遷をおおまかに見ておこう。

日本は、第二次世界大戦の終結にあたってポツダム宣言を受諾し、平和的民主主義国家の再生として、1946年の国会で日本国憲法を受けた労働基準法を制定した。憲法第27条は「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める」と宣言し、政府は、当時の国際的最低基準を可能な限り採り入れ、労働基準法案を作成、提案して制定された。そのなかで1951年にILOへの復帰が実現した。

労基法制定時の労働時間規定は、法定労働時間1日8時間・1週48時間(原則)、週休1日制であった。

その後、日本経済の高度成長と経済大国化へ経済状況が進展していく中で、国際的には、ILOが採択する時間短縮や年次有給休暇に関する勧告、条約に対し、日本の政府、使用者代表がことごとく反対姿勢に終始することから害、職業病の激増など多様な労働問題が相次いで発生した。財界団体の労基法改定要求が再び頭をもたげてきて、政府は、施行規則や基準規則、各種規程の改定によって対応し、また1972年に労基法の安全衛生条項を独立させ、労働安全衛生法を制定している。

(2) 労働基準法制定40年目の攻防一週40時間労働制へ

政府は、1970年代中葉以降、戦後労働法制の全面的な見直し・改編に着手し、労働基準法研究会の各種報告書・提言、中央労働基準審議会の労働時間

対策の建議、労働者派遣事業問題調査会報告、中央職業安定審議会、労働者派遣事等小委員会、婦人少年問題審議会（建議）、パートタイム労働対策要綱の策定などなどが1980年代中葉までに相次いで、それまでと同様のテーマで新しい報告書、建議、閣議決定の大綱、要綱を提起し、男女雇用機会均等法と労働者派遣法の制定、それらと関連した一連の労働基準法の部分的改定が行われた。

1985年の男女雇用機会均等法の制定に伴う労働基準法の改正では、女子保護規定について、産前産後休業日の増加等の措置と抱き合わせて、時間外労働、休日労働、深夜業、危険有害業務の就業制限および労働時間について、大幅に保護規制の制限、禁止を緩和している。

1984年8月に、労働基準法研究会が、労働時間関係の中間報告を発表し、現行労基法の労働時間制の問題点と検討方向を公表したところから、労基法改定問題の論議が活発化し、その流れのなかで、1986年12月の中央労働基準審議会の建議を受けて、労基法制定以来の40年ぶりの大改定が行われた。

その内容は、週40時間制の法制化（当面、46時間制）、1日8時間労働制、1ヵ月変形制、1週間単位の非定型変形制、3ヶ月変形制の四つの変形労働時間制の採用による労働時間の弾力化、フレックスタイム制の導入、専門業務型裁量労働制の導入、事業場外労働と裁量労働制についての「みなし労働時間制」、年次有給休暇の日数引き上げと計画付与などであった。

これをめぐる簡単な運動状況は以下の通りである。

この間、労働四団体（総評・同盟・新産別・中立労連）と全労協など各労働組合組織は、それぞれの労基法・労働時間法制改正の要求を明らかにして、個別に、または共同で、見解表明、態度声明を出して、中央労働基準審議会などへ意見提出、申し入れ、さらに政府サイドや政党とのさまざまな折衝、交渉を行っていた。

総評は、独自のシボジュームの開催に続き、社会党との協議、7月30日に「時短でゆとりのある生活と働く場を増やそう全国行動」の締めくくりとして、日経連をはじめとする各経営者団体に対する申し入れを行い、引き続き日比谷野外音楽堂で中央総決起大会を開催、「労働時間短縮をすすめ、われ

われの要求を実現する労働基準法改正を実現する決議」を採択した。そして、集会参加者は、終了後、国会まで請願デモ行進を行っている。

さらに、労働四団体・全民労協は、8月16日、同じく日比谷野外音楽堂で「時短・労基法抜本改正実現総決起集会」を開催し（1800人参加）、「時短・労基法抜本改正実現に関する決議」を採択、集会終了後、会場より東京八重洲の国労会館前までのデモ行進を行った。

統一労組懇運動組織系の民放労連、新聞労連、日本医療労協、生協労連、全損保等は、5月21日、「労働時間の弾力化で8時間労働制をくずす労働基準法の改悪反対緊急集会」（1500人）を開催し、アピールを発表した。7月24日にも第2回の集会を日比谷野外音楽堂で2000人の参加で開催し、闘いの一層の強化を呼びかける「7・24大集会」アピールを採択した。統一労組懇運動の組織は、1986年8月、自由法曹団などで「人間らしく働くための国民会議」準備会を結成（12月、正式発足）、労働基準法の抜本的改正にむけてさまざまな取組み（9月「労基法改悪に反対する討論集会」の開催、1000万人署名運動の推進など）を行っていた。

労働基準法の一部改正案は、1987年3月9日、国会に上程され、通常国会では継続審議となり、9月18日に成立、衆院段階で変形労働時間の限度の設定、変形制導入に当たった労使協議の義務化、3年後の見直し規定などの修正が行われ、参院段階では、妊産婦の変形労働制の適用除外、年休取得に関わる不利益扱いの禁止などの修正が行なわれた。

総評、同盟、中連、新産別の労働四団体と全民労協の取組みは、40年目の労基法の大改正で労働時間法制の弾力化—規制緩和であったにも関わらず、内部に裁量労働制を容認する意見が少なからず存在していた関係も絡んで取組みに立ち遅れがみられ、組合員や一般市民に対する宣伝教育活動やその他の大衆行動も少なく、持てる組織的対抗力が結集されず、全般的に盛り上がりや欠いた運動で終わったといえよう。そうしたなかで、労働四団体と全民労協は、共同の取組みで「一定の前進をかちとった」との声明を発表した。

なお、40時間労働制の導入は、経過措置から段階的にすすめられ、完全実施は10年後の1997年であった。

Ⅱ 1997年～98年の労働基準法改定反対運動の展開－労働組合運動の新たな対抗力を結集した取組み

(1) 連合・全労連の「対抗力」結集をめざす総合的な取組み方針

1987年の労働基準法の大改正から10年、この間の労働組合運動をめぐる政治、経済、社会情勢は大きく変化し、新自由主義的構造改革が本格化し、非正規労働者の増大によって雇用情勢は悪化し、労働者の労働と生活は深刻さを増していった。政治の分野では、自民党政権に幕が下り、1955体制が崩壊して「多党化」・連立政権時代に入り、自民党、社会民主党、新党さきがけ、公明党、日本共産党、太陽、新進党、民主党、社会民主党、(民改連)などという政党状況となっていた。

1997年～98年の政権は、第一次橋本内閣から第二次橋本内閣、そして小渕内閣へと変転、財界の日経連は、1995年5月に新自由主義の構造改革路線推進の基本指針として「新時代の『日本的経営』」を打ち出し、政府にあらゆる分野の「規制緩和」、とりわけ労働者保護規定の「規制緩和」を要求した。自民・社会・さきがけの三党連立政権は、規制改革小委員会を設けて、従来の三者構成の政策決定方式を事実上変更し、労働サイドを無視して財界の要求に沿った政策を「規制改革」として閣議決定し、法案化していくようになっていたのである。

そして、周知の通り、1970年代以降、労働組合運動は、労資協調主義、労働組合主義グループの主導の下に、再編成が進み、1989年に連合が結成され、同時に全労連、全労協の結成によって分散することになった。

しかし、労働組合の組織率の低下傾向は進み、職場での基礎的力は強化されず、賃金闘争中心の春闘も停滞、連敗と低迷し、ストライキ権の行使もあまり見られなくなって、団体交渉権も満足に行使できない状況が広がって労働組合運動への期待、信頼感が高まらないばかりか、失望感が先行していた。

こうしたなかで、政府、財界の労働雇用法制の規制緩和－権利制限、剥奪の労働雇用法制の改革とどう戦うか、その力量、対抗力を創る出し、結集す

るか。

ナショナルセンターの連合と全労連は、以下のようなこれまでの取り組みだ方針や実践、諸情勢、課題の重要性、主体的力量などを総合的に検討し、政府、財界に対抗できる十分な力、拮抗力、闘争力を構築し、動員できる構想を事前に参加組織と組合員に示し、運動しつつ闘う体制づくりを進めたと思われる。その基本的内容を掲げておく。そしてこれが実行に移されて、これまでとは異なる、前進的な運動を可能にしたのではないかと思われる。

先の方針を正式に打ち出した全労連からそのポイントを見てみよう。

① 全労連の基本的考え方と方針（1997年1月）

全労連は、結成後、政府と財界の1990年代の労働基準法の規制緩和をめざす政策の推進に対し、連合以上に早くからその意図を見抜き、「政府、財界の進める大企業本位・国民犠牲の行革・規制緩和反対」「『規制緩和』を口実とした労働諸法制改悪反対」「労働基準法抜本改正・働くルールの確立」を掲げて積極的に運動を展開してきた。

その運動の展開にあたっては、「広範な労働者・国民との協力・共同」という基本的な立場から、1996年7月にマスコミ文化情報労組会議、自由法曹団、婦団連、新婦人などと「労働法制の改悪に反対し、働く権利とルールの確立をめざす中央連絡会」を結成、また10月に全労連女性部など女性団体を中心に「『女子保護』規定改悪を許さず、実効ある均等法の改正を求める中央連絡会」（略称・「女子保護」均等法中央連絡会）も結成して、職場・地域における学習会、街頭宣伝、署名運動、各種集会やデモ、政府、国会への要請活動などに取り組んでいた。

そして、1997年1月の第16回評議員会で「97春闘における労働諸法制改悪反対のたたかい」を決定した。ここに全労連の対抗力構築の基本が示されているが、まもなく「行革・規制緩和、労働法制対策本部」アピールが発せられている。

方針は、まず、全労連・中央連絡会の要求として<「規制緩和」を口実とした労働法制の改悪を行わないこと>として、○深夜労働の禁止、休日労働・長時間残業規制など「女子保護規定」の撤廃・緩和禁止反対○8時間労働制

を崩す変形労働時間制の原則禁止○サービス残業を合法化する裁量労働制の拡大反対、縮小、禁止○派遣対象業務をこれ以上の拡大反対、不安定雇用労働者の実態改善のため、派遣先・派遣元の法違反に対する制裁規定の強化○有料職業紹介事業の対象業種は、当面凍結、違法紹介などトラブル防止のための規制強化○有期雇用契約期間の上限延長反対ーと＜当面、早急に実施すべきこと＞、＜労働行政の体制を強化すること＞をあげて「運動の基本」を提起している。

3 運動の基本

(1)広範な労働者に改悪内容とその問題点を明らかにする。特に、これらの改悪の突破口としての女子保護規定の改悪阻止をめざし、闘いの一層の強化と共同をよびかける。

(2)対政府交渉とりわけ労働省、審議会との交渉、要請行動を重視する。地方組織は、労働基準局、都道府県職業安定課への申し入れや「上申書」闘争を強化する。

(3)職場からの労基法違反の一掃に向け、全労連の「職場点検チェックリスト」を活用して職場から団体交渉など労働協約闘争を強めるとともに、法違反の摘発、労働基準監督署への申告闘争などを実施する。

(4)労働諸法制の改悪を許さず、解雇規制の強化、労働基準法の抜本改正のため国会闘争を重視し日本共産党国会議員団などとの協力・共同を強める。

以下、4 運動の具体的展開として(1)学習・宣伝活動の重視 (2)労働法制中央連絡会の署名について (3)審議会、地方議会などへの意見書提出と要請 (4)職場・地域での運動強化については、以下のことを提起している。

①労基法違反一掃に向けた職場点検闘争、労働協約闘争の強化、違反の摘発と労基署への申告闘争の実施

②週40時間労働、一日8時間以内労働の完全実施、深夜・交代労働の規制強化と時短短縮に向けた労使交渉の強化

③地域における労基局や関係行政機関への申し入れ、上申闘争の展開、中基審、地方基審、婦人少年審議会との意見交換、連合・主要単産への働きかけの具体化、職場決議など地域・職場を基礎とした反対運動の強化

(5)共同行動の強化については、

①国会請願署名や大規模アンケートを武器に「総対話」運動を通じて、とりわけ女子保護規定の撤廃、8時間労働制の廃止、36協定の届け出制廃止、労基法上の罰則規定廃止などの課題を中心に、広範な職場・地域の労働者との共同のたたかいを追求する

②国会における予算審議の重要な山場に向けて国会行動を強化すると同時に全国的な国民的共同を展開する

③「週40時間制の完全実施」や労働基準法の抜本改正、解雇規制の法制化の実現、労働法制の改悪阻止など全労連の重点課題の前進に向けて一致する課題での政党との協力共同、国会闘争を強化する

(6)行動日程については、1月28日、2月3日、2～4月、5月23日の集会予定を示し、最後に地方連絡会結成と加入促進、体制の強化について、全労連・労働諸法制対策委員会の確立を明らかにしている。

② 連合の基本的考え方と方針（1997年5月）

政府と財界の規制緩和と政策の推進姿勢の強化のなかで、連合は規制緩和と政策に対して、当初の容認論から慎重論へ、そして1995年～96年頃から反対論に1997年10月の連合第5回大会「公正こそが社会の活力」と批判的スタンスへ連合の姿勢を大きく転換させて、労働雇用法制改革との闘いに取り組むようになってきていた。

連合は、政府、財界のその後の1990年代には入って以降の雇用・労働分野の相次ぐ規制の緩和・撤廃の動向一労働省関係の審議会、研究会、行政改革委員会等の労働者派遣事業、有料職業紹介事業、裁丑労働制、女子の時間外・休日・深夜労働、一年単位の変形労働時間制、労働契約期間の規制緩和、そして政府のそれらを踏まえた1995年の「規制緩和推進計画」の閣議決定に危機感を募らせた。

連合は、1997年に入って内部でこの流れに歯止めをかけ要求実現の積極的法改正を求める対応策の検討を進めていた。

1月、3月の労働対策委員会が、政府の推進する規制緩和の流れは、連合が求める法改正ではなく「本来必要な社会的ルールまで緩和する動きに結び

つく恐れがある」との認識をうけて、4月10日の第19回中央執行委員会は、労働法制の改悪に歯止めをかけ、積極的な法改正を実現させる活動を強化することを確認、さらに総合労働局内にプロジェクトチームを設置し、関係各局との連携のもと具体的な諸対策の検討を進め、4月段階の労働対策担当者会議、中央労働審議会労働側委員など関係審議会委員との意見交換、5月8日の労働対策委員会の討議を経て、5月22日の第20回中央執行委員会において「労働法制に関する連合の対応」方針を決定した。

これは二部から成り、第一部は「労働基準法（労働契約・労働時間等）に見直しに関する当面の対応」、第二部は「雇用労働分野の『規制緩和』課題に対する当面の対応」であった。

そしてその後、中央労働基準審議会労働者委員を通じ意見反映の努力を続けていたが、中基審が今後の労働時間法制と労働契約等法制の在り方について、11月中の最終取りまとめに向けての審議が進められる状況にあることを踏まえ、組織的な大衆活動の展開へ協議を開始した。

8月28日の第24回中央執行委員会は「労働法制見直し改正実現に向けた当面の取組み」で、9月中旬から11月までを「行動集中期間」として、①36協定の点検・見直しと連合要求の学習活動、②経営者団体と中基審委員への要請、③国会闘争を視野に入れた協力関係にある政党への要請、④中央・地方での決起集会の開催、マスメディア活用や街頭宣伝などの諸行動の展開をしていく方針を決定した。

次いで、9月11日の第25回中央執行委員会は「労働法制の見直し改正要求の実現に向けた具体的活動計画」を決定したのである。それは、連合本部、各構成組織、地方連合会それぞれの取り組むべき「具体的行動計画」であり、どのようにして対抗力を構築していくかという方針で、運動展開にとっては極めて重要なものであった。以下、そのポイントを掲げておく。

1 運動課題

統一テーマ 権利拡充の労働法制実現！ 規準緩和阻止！

○男女が共に仕事と家庭責任を担える労働条件を確立するために、時間外・休日労働及び深夜業の男女共通規制をおこなうこと。

- 長時間労働を容認する新たな裁量労働制の導入並びに変形労働時間制の要件の緩和をおこなわないこと
- 週46時間の特例措置の早期廃止、週40時間労働時間制を完全実施すること
- 労働契約期間の5年への延長を許さず、契約条件の文書明示などの整備をおこなうこと。
- パート労働法の改正を行い、実効性を確保すること。
- 派遣対象業務の自由化を許さず、派遣労働に関わる保護法を強化すること。
- 保育制度、施設などを充実し、安心して働ける社会環境を整備すること。

2 活動計画

【連合本部の取組み】

- (1) 第5回定期大会での特別決議 (2) 中央集会の開催－10月25日、11月8日
- (3) 署名運動の実施 (4) 全国統一駅頭行動の展開 (5) 関係省庁と経営者団体への要請 (6) 労働省前座り込み行動
- (7) 「応援団」(仮称)の結成とアピール行動
連合の要求を支持する各界の著名人などによる「応援団」(仮称)を結成し、大きな世論結集を行う、連合会長を中心に数人の呼びかけ人会議を9月中旬に行い、結成総会は10月16日(水)の中央執行委員会後を予定する
- (8) 連合のホームページの活用 (9) キャンペーン機材の準備

【構成組織の取組み】

- (1) 36協定の整備・見直し (2) 組合機関決議と経営者団体への要請
- (3) 「ノ－残業デー」の設置 (4) 労働法改正・連合要求実現署名活動
- (5) 労働法制についての研修会の開催と統一行動への対応 (6) 懸垂幕ならびに看板の設置

【地方連合の取組み】

- (1) 地方連合定期大会での特別決議の採択 (2) 中央集会につなぐキャラバン行動 (3) 全国統一駅頭行動の展開 (4) 議会決議の推進

(5) 世論の拡大

○中央と同じような目的で地方連合会の「応援団」（仮称）の結成を検討する

○新聞広告や新聞「声欄」への意見投書活動

「応援団」への参加者や労働組合リーダー等賛同者の個人基金を結集し、例えば地方新聞一面の新聞広告を掲載することや新聞「声欄」に頻繁に意見がのるよう投書することを検討する。

- (6) 懸垂幕ならびに看板の設置

(3) 1997年段階の大衆的抗議・要求運動の展開

① 全労連運動

政府、財界の労働・雇用法制改革に対する二つのナショナルセンターの抵抗と闘いは、以上のような基本的な姿勢と要求を掲げて1997年に入るとともに開始され、全労連と中央連絡会の運動がその皮切りとなった。

まず、労働諸法制の改悪に反対する署名運動を開始していたが、1月28日に全労連も構成団体の労働法制中央連絡会と「女子保護」・均等法中央連絡会が主催した「労働諸法制改悪反対、『女子保護』撤廃は許さない！中央決起集会」に参加し（800名）、4月18日（4000名）、5月23日（4200人）の同じ集会にもその成功を支え、全国一斉宣伝（2月25日、3月25日、4月25日、5月30日）の実施、国会請願行動（3月4日、26日）衆参両院の労働委員会開催日の委員会傍聴と関係議員要請などに取り組んでいる。

この間に政府が「規制緩和推進計画（再改定）」を閣議決定したため、全労連は「行革・規制緩和、労働法制対策本部」を設置し、「改めて労働法制全面改悪を許さない闘争強化を呼びかける」とのアピールを発表した。

そして、後半への流れのなかで、両ナショナルセンターの運動は相まって活発化して、対抗力を強めた新たな反対運動が高揚に向かっていくことになる。

全労連は、年初の方針に基づく運動を中央、地方、地域で運動を展開していたが、7月23～25日の第16回定期大会で「労働諸法制改悪絶対反対」の見直し・補強を行い、運動の一層の強化、展開を図ることを確認したが、その後の8月と9月の幹事会で、それを具体化し、中央連絡会の個人署名運動を連合や中立・単独組合の労働者への春闘アンケートと結合した取り組み、職場の実態告発・交流集会、労働法制問題シンポジウムへの積極的参加とともに、「運動の広がりを図るため、連合、全労協、中立組合、日弁連などに共同闘争を出来るよう申し入れる。また、連合選出の中基審委員との懇談会を申し入れる」を決定した。

② 連合運動

中心勢力の連合は、1997年9月1日が、労働基準法施行50周年であったことから、連合は連合東京と共催で「労働基準法制定50周年中央集会—新しいワークルールの確立をめざして」(500名参加)を開き、パネルディスカッションを行い、最後に、「連合の責任は重大である。連合は、労働基準法と労働法制の改革に向け、全国の勤労者、国民との連携を深めながら、800万組合員の総力をあげ、取り組みを強めることを宣言する」との集会アピールを採択した。

「権利拡充の労働法制実現！規準緩和阻止を求める署名」活動を展開するなかで、1997年10月2～3日に第5回連合大会を開催し「労働法制の見直し・改正に関する特別決議」を採択した。

連合は、この決議をもとに、日本共産党を除く新進党、太陽党、民改連、さきがけ、民主党、自民党、公明党、社民党の各党に対して協力要請を行うとともに、10月7日の第一次全国統一宣伝行動日として、各地方連合会を主体に主要駅頭でのビラ配布、署名運動などを行った。

さらに連合は、先に決定していた連合の要求を支持する各界著名人などによる「応援団」の結成について、準備を進めていたが、10月2日の連合大会開催中に朝倉むつ子都立大学教授、角田邦重中央大学教授、樋口恵子東京家政大学教授、山本博日本労働弁護団副会長の四氏が呼びかけ人となり「連合要求実現応援団」(仮称)への参加要請が発表された。

その後、16日に、呼びかけに賛同した100人により結成総会が開催され、代表世話人に角田邦重中央大学教授を選出、活動として①審議会や国会などの節々に応援団としての提言やアピールを公表して連合を応援する②要請があった場合には連合の集会や研修会等に参加、協力する③会員の基金拠出による新聞広告の掲載に取り組む④労働法関係審議会労働者側委員との意見交換を必要に応じ適宜行う等を確認、最後に「アピール」を採択した。

その後、連合は10月25日「権利拡充の労働法制実現！規準緩和阻止！中央集会（1,200名）、10月29日の第二次全国統一宣伝行動日の全国主要駅頭でのピラ配布、署名運動を行った。11月に入ってから5日から10日の間に4日間にわたって会長、事務局長も参加した労働省前での座り込み行動を実施し、さらに続いて、8日には労働法制問題だけでなく、減税、人事院勧告の即時実施も加えた「連合要求実現中央集会」（亀戸中央公園で30,000人参加）を開催し、自民、共産両党を除く野党代表が激励に出席、集会は「秋の闘いこそが未来を創造する」との決意のもと、働く者の連帯による徹底した大衆運動でこの切実な要求を実現するアピールを採択した。

11日には、経営団体と各政党、労働省に掲げた要求実現の要請行動を行うとともに、「労働基準法見直しに関する基本的態度と中基審委員への付託について」を11月20日の第26回中央執行委員会で確認した。

連合の取組みが活発化していくなかで、先行していた全労連も前年来の宣伝教育や署名運動などを9月に入って同様に取組みを強め、9月11～12日の「行革・規制緩和・労働法制全国交流学習集会」で今後の取組みを再確認し、10月23～24日の第18回評議員会は、「97年秋季年末闘争の補強方針」を決定するとともに、小林議長は、「労働法制の改悪は、連合も反対を表明しており、闘争の強化の中で連合を含む共同を大きく追求していきたい」と連合に共同行動を呼びかけたのであった。

さらに10月28日に労働大臣及び中基審会長宛ての労働時間法制・労働契約法制の見直しに関する「申入書」を提出し、11月4日には、自由法曹団との共催で「労働法違反告発・交流集会」を開催（日本弁護士会館 約70人参加）し、各種の証言の発表を受けながら、集会は最後に「労働法制改悪阻止と抜

本的改正をめざし、全労連や連合、全労協など広範な団体、個人が立ち上がっている。壮大な共同のたたかいと運動で要求を実現するために全力をあげる」等のアピールを採択した。

さらに全労連は、医療制度改悪反対と労働法制改悪反対の課題を一つにして、11月10日から20日まで、9日間にわたる厚生省と労働省前での前座り込み（約150人）を開始したが、連合も5～10日には連合も座り込みを実施しており、10日には集会時間の事前調整の結果、連合と全労連双方が座り込みで事実上の「一日共闘」が実現する形となった。この時も全労連熊谷事務局長も「労働法制改悪阻止の一点で、連合をはじめすべての働くみなさんに呼びかける」と挨拶した。

このように運動が高まるなかで、連合は、9月から行っていた「権利拡充の労働法制実現、基準緩和の阻止」と「パートタイム労働法制の改正」を求めた署名を11月26日に労働省に提出（9月から11月）したが、前者は約270万8000人、後者は276万6000人 合計550万人分のもので、その署名は記録的なものであった（男女雇用均等法制定問題では、1年かけて260万人）。

11月21日になって、中基審の公益側委員の「報告案」が示されるに及んで情勢は緊迫し、公益側案に対して、連合も全労連も事務局長談話や議長声明で強く反対を表明、26日には両組織ともに労働省要請を強めるとともに、連合は、関係審議会の労働者委員と構成組織・地方連合会の担当者100人による「労働法制改正・情勢報告会」を開催し、笹森事務局長は、「基本的にここは譲れないところがある」とした。全労連は、公務共闘、労働法制中央連絡会と共同で「労働法制、行革一日行動」として、昼休み国会請願デモ、二時から交流集会、四時から労働省前と衆院議員会館前座り込み、六時半から日比谷野音での「労働法制の改悪反対、国民本位の行財政確立中央総決起集会」を開催し、小林議長は「断じて許すわけに行かない」と挨拶、来賓として出席した全労協の子島事務局長も「橋本行革・労働法制改悪を許さないために、直ちに全労連と労働法制中央連絡会とともに闘う」と挨拶、最後に「総力でたたかう」とのアピールを採択した。

さらに連合は、12月2日に新たに減税と景気回復実現の課題を加えて、連

合要求実現緊急行動（第二次）として地方連合会上京団による関係省庁、各政党・国会議員への要請行動を行い、夜には日比谷野音で「中央集会」を開催した。

こうしたなかで、中基審合同部会は、11月26日から公益案に対する労使委員の見解表明と審議を行って、12月4日に最終報告を取りまとめ、これを受けて中基審は、12月11日にそれを了承し、労働大臣に建議した。その内容は、ほぼ公益案に沿ったもので、時間外労働・休日労働の規制の在り方、変形労働時間制の要件緩和、新たな裁量労働制の導入、労働契約期間の上限延長などについては労使委員の主張は最後まで隔たりが大きく、それぞれの主張が併記されたものであった。

連合は、同日、会長声明で、連合要求にほとんど応えていないと批判し、中央執行委員会は、法案づくりに取り組む方針を決定、全労連も建議に断固抗議の事務局長談話を発表、全労協は、すでに5日に中基審の審議やり直しを要求する声明を発表していた。

以上のような経過を経て、1997年の労働基準法改定問題は1998年に継続していくこととなった。

③ 非正規・女性労働者四ネットワーク共同呼びかけの共同

連合、全労連と組織形態の異なる全国組織である全労協は、これまでに行動組織として「春闘再生『行政改革・規制緩和・労働法制改悪』に反対する全国実行委員会」を立ち上げ、労働法制問題での政府、財界の方針、見解に対して批判的な姿勢を明確にして労働省への要請行動等に取り組んでいた。

この運動の流れのなかで、個別的な非正規労働者の権利擁護の課題で連帯、団結して、闘いに参加してきたいわゆる四ネットワークの共同の呼びかけと取組みは注目に値するものであった。

全労協傘下の「全国一般なんぶ」は「有期契約をなくせ」の要求について1996年3月に労働省の「有期雇用研究会」が検討をはじめた労働法制改革に「労働契約期間の延長」問題があることを知り、実行委員会形式で1997年3月、「期限切れでクビはこれだ！有期雇用労働者の権利労働者の権利を考えるシンポジウム」開催、さらに5月に運動展開のために「有期雇用労働者

権利ネットワーク」を結成、中基審での審議が進む中、10月5日に「変えよう均等法ネットワーク」、「女性のワーキングライフを考えるパート研究会」、「派遣労働ネットワーク」、「有期雇用労働者権利ネットワーク」の四つが共同で「労働基準法改悪に反対する共同アピール」を発表した。これは、所属や立場を超え連帯し、労働側全体の力で労基法改悪を阻止することを訴えたものであった。

そして11月10日に、この四ネットは連合、全労連等の労働省前の座り込みに参加、エール交換を行い、その後も「労基法改悪NO!」のプラカードを掲げ、シュプレヒコールで労働省前に押しかける行動を続け、11月27日には、四ネットの実行委員会が3000人を集めて日比谷野外音楽堂で「異議あり労基法改悪! 11・27全国集会」を開催した。これには連合、全労連、全労協の代表が参加し、それぞれ連帯の挨拶を行ったが、これは総評解散以来、労働組合を中心とする会合では初めてのことであった。この集会には、イギリス・リバプールの解雇撤回を闘う港湾労働者、韓国民主労総からメッセージが寄せられ、集会後久々の国会請願デモが行われた。

この四ネットワークによる運動は、1998年段階の運動においても、全労協系の労働組合組織との連帯、共同の関係のなかで展開されていった。

(4) 1998年の労働基準法改定問題の継続的展開ーナショナルセンターの事実上の共闘的行動の発展

① 労働基準法改正案、国会審議開始、大規模な行動の組織化

1998年に入って、1月14日に連合は、中央執行委員会で「労働基準法見直しに関する当面の取組み」を決定するとともに、28日にかけて共産党を除く各政党の幹事長、政策担当責任者らと会談、重要政策課題として労基法改正問題の要求への協力を要請した。

労働省は、21日に中基審の建議を受けて、法案取りまとめ作業をすすめていたが、改正案要綱を中基審に諮問、26日、中基審は「概ね妥当」の答申を行った。これに対して連合は、事務局長談話で①連合要求実現応援団の協力を得て「対案」をまとめ、2月12日の集会で公表する②連合と協力関係にあ

る政党、会派の全面支持を得るよう取組み進める等の方針を示した。

2月14日、日本労働弁護団主催の労基法対話集会在開かれ、そこには連合、全労連、全労協と社民党、共産党、新社会党の代表が出席し、そこで政府案阻止に向けての「大同団結」が呼びかけられる一幕もあった。

全労連は、22～23日の第19回評議委員会で、98年国民春闘方針のなかで、「労働法制改悪阻止、人間らしく働くルールの確立」に取り組むとし、具体的には労働法制中央連絡会レベルでの活動を展開するとしていたが、2月26日の「2・26列島総行動」では、全国1万ヵ所以上で、宣伝・署名・集会・デモなどを展開した。

26日、法律案要綱は断じて容認できないとする見解を改めて発表し、全労協も声明で法案提出には断固反対、労働法制の改悪を許さないために全力でたたかうとした。

全労連は、3月19日の春闘の第1次全国統一行動では、27単産・35万人がストライキを執行して参加したが、これは全労連結成以来最大の統一行動であった。

政府は、中基審の答申を得たことから、2月20日の閣議で「労働基準法の一部を改正する法律案を決定、開会中の第142回通常国会に提出した。こうして労働基準法問題が国会の場に移ることとなった。

連合は、その後、連合要求案実現のために政党、国会（衆参両院議長、両院議員）への理解を求める活動と慎重審議の要請を強め、3月7日には東京代々木公園で「98年春季生活闘争全国統一行動中央総決起集会」を開催して「労基法改正連合案の実現」をアピールし、労基法の国会審議が5月連休明けになる見通しとなったことから、4月16日の8回中央執行委員会で「労働基準法改正国会審議に関わる諸行動・活動計画」を決定した。

3月7日の連合集会と翌3月8日の全労連の代々木公園での春闘勝利中央大集会は大雪が降るなかでの集会となり、雪かき作業を共同で行ったことから「雪かき共同」と呼ばれた。

先に1997年段階の行動を行った四ネットワークは、地方における運動の立ち遅れを克服し、全国的な運動の大きなうねりをつり出すためには「全国キャ

ラバン」を98春闘のなかでおこなうことが必要と確認し、2月14日の日本労働弁護団主催の「労働法制の緩和は許されるか2・14対話集会・働く者の声を国会へ」に取り組んで、全国各地に「全国キャラバン」を呼びかけ幾つかの単産にも協力を求め「労基法改悪NO！98春の全国キャラバン調整連絡会議」を立ち上げた。

4月22日の「労基法改悪反対NO！全国キャラバン」終結中央集会へ向けて、3月31日（南コース・那覇）、4月2日（北コース・札幌）を出発、途中、四国コースのキャラバン隊が合流、全国42ヵ所で集会、デモ、宣伝行動、労働基準局や労基署要請に取り組んだ。そして4月の四ネット主催の中央集会は4000人規模の集会となり、連合、全労連、全労協の代表も同席し、連帯の挨拶を行って、エールを交換した。

以後、四ネットは、5・20「継続審議」決定まで、「小幅な修正」にも絶対反対の態度を堅持して対応し、以上に述べてきたような中央レベルでの労働団体中心の諸行動に委員会傍聴、議員面会所前の集会、国会前座り込み、国会報告集会などに積極的に参加した。

この四ネットの運動において中心的役割を果たした全労協「全国一般なんぶ」の指導的活動家は「四ネットは組織も財政もない曖昧な組織であったが、それ故に分裂・対立の労働戦線のなかにあって、様々の組織を繋ぐユニークな役割を果たせた」とした。

② 労働団体の同日、同時刻の事実上の共同行動、「継続審議」へ

4月21日、衆議院本会議での労基法改正案の趣旨説明と質疑の後、労働委員会に付託され、5月6日、8日、13日、15日、18日と審議が進められた。

連合は、4月23日の減税と労基法改正の連合要求実現の院内集会に続く5月1日の第69回メーデー（10万人参加）を「労基法メーデー」と銘うって開催し、連合要求案の実現を労働組合の社会的使命として、各職場、地域の行動を一段と強化し、最後まで闘おうとの特別決議を採択、集会後7年振りにデモ行進を行った。さらに5月15日には構成組織、地方連合から約1万人を集め「労基法改正『連合要求案』実現中央行動として、都内主要駅頭での宣伝行動、霞が関・国会周辺におけるウォーキング・アピール行動、日比

谷野外音楽堂での総括集会などを連続して行った。この集会で鷺尾会長と笹森事務局長は、ともにこの運動を「国民的課題」として力強く粘り強く闘おうと訴え、「18日には、廃案か、継続か、修正かの選択を迫られる情勢になる」との見通しを示したが、こうしたなかで、集会は「今こそ、連合800万の底力を発揮し、さらに全国の仲間とともに強力な闘いを巻き起こそう」とのアピールを採択した。これまでにない大規模な大衆行動であった。

全労連は、労働法制中央連絡会の主力構成組織として、4月23日夜、日比谷音楽堂で「労基法改悪阻止、廃案をめざす中央総決起集会」を開催、小林議長は「廃案に追い込める」可能性に言及し、「この悪法を押し切る前に橋本内閣を追い詰め打倒しよう」と挨拶、全労協な中岡副議長の連帯挨拶もあり、集会後国会請願デモを行った。続く5月1日の第69回メーデー（8万7千人参加）では「労基法改悪反対」のスローガンが大きく掲げられたことはいうまでもない。全労協メーデー（2万人参加）も同様であった。

同連絡会は、5月13日、20日にも開催し、この間に衆院第二議員会館前で連日、150人ほどが座り込みを行っていたが、15日の連合の国会行動では、全労連女性部が連合の鷺尾会長と笹森事務局長に激励、連帯の花束を渡し、「花束共闘」といわれる場面が出現した。

全労協、4ネットも連合、全労連ともに、国会座り込み行動に参加していた。

5月14日に日経連の結成50周年総会が開かれており、そこで鷺尾連合会長が来賓の挨拶を行い、過去の対決型運動を批判して労使の協力を説き、呼びかけて、話題となっていた。

以上のような運動状況の展開のなかで、政府、自民党は、今国会で法案を成立させるためには、政府案修正もやむなしとの態度を固め、自民党と民主党を軸に、連合の修正要求なども踏まえながら、協議、折衝が進められていったが、今国会成立の期限とされる5月20になってもとくに自民党と社民党との合意に至らず、この間、連合は、内容に不満でも今国会「修正成立」の方向を選択していたが、労働委員会理事懇談会で、結果として意に沿わない「継続審査」となった。6月18日であった。

連合は、社民党に不満を表明し、全労連と全労協は、「成立断念」を運動の力によるものとしつつ、「継続審査」にも反対し、さらに力を集中し、廃案をめざして闘いを強化し、全力で闘うことを求める談話や声明を発表した。しかし、連合内部には、民間大単産のなかに、最終的に裁量労働制の部分の修正で決着を付けるとする意向が高まっていたため、それが結局支配的となり、連合の対応は転換することとなった。

③ 参議院選挙後の新しい情勢の展開—連合の方針転換から労基法一部修正で9月成立

その後、7月に参議院選挙が実施され、結果は自民党が大きく議席を減らし、橋本総理、総裁が退陣し、7月30日召集の臨時国会で小淵新内閣が発足し、これまで閣外協力していた社民・さきがけは協力を解消、小淵内閣は自民党単独与党となり、参議院で少数与党の内閣となった。

こうした新情勢のもとでの労働法制問題への取組みについて、8月下旬以降、共産党を除く各政党、衆参の労働委員会委員への要請を行い、とくに四野党・会派の委員会理事、責任者に対し、一致した対応をとり、可能な限り連合案に沿った修正実現への努力を強く要請した。

全労連は、「修正反対、あくまでも廃案を」の立場から、労働法制中央連絡会と『『女子保護』・均等法中央連絡会合同本部とともに、8月31日以降も衆院第二議員宿舎前の座り込み行動や日比谷野外音楽堂などで「労基法・派遣法改悪阻止、時間外労働の男女共通規制の実現をめざす中央総決起集会」を開催して運動を続けていた。

参院選挙後の第143回臨時国会は、8月下旬以降9月2日までに衆院労働委員会の理事会を中心に政府案の修正協議が進められ、3日の労働委員会では共産党を除く各党の賛成により議決、4日の本会議で可決し、参議院に送付された。

連合は、9月3日臨時中央執行委員会で、これを参議院における与野党勢力逆転を背景とする与野党折衝のギリギリの結論として受け止め、この付帯決議を含めて連合の要請は満たされたものとして評価した。一方で連合は今後も労働基準法改正は終わっていないとの認識で対応していくとした事務局

長談話を発表した。連合のその後の中央委員会で、全国一般、金属機械から妥協的な評価に対して批判、不満が出されている。

全労連は、これを修正案の公表もなく、共産党を除き国会外の密室で作成されたものとし、廃案を求め全国的に運動を進めると事務局長談話で厳しく批判した。

しかし、法案は、9月24日、参院社会・労働委員会で共産党以外の各派の賛成多数で可決、翌25日の参院本会議で同じ形で可決・成立した。なお、可決にあたり、裁量労働制の施行3年を経過した時点での制度全体の見直し等の付帯決議が採択された。

全労連と労働法制中央連絡会などは、9月24日の法案の可決・成立に対して、「暴挙」として、広範な労働者の要求と参議院選挙結果に示された民意への重大な背信行為であり、断じて容認できないとする事務局長談話を発表した。同日、全労連は、同じ立場を強調して「労基法違反を一掃する取組みをさらに重視するとともに、労基法改悪を職場に導入せず、男女共通の深夜・時間外労働の上限規制の協定化など『働くルール』確立に向けて職場からの運動を強化する」などとする声明を発表した。

全労協も、全労協「けんり春闘」として全労連と基本的な立場で行動し、規制緩和反対で全国10拠点でストライキを決行するなど運動に取り組んできたが、25日「議論も尽くさず強行採決という蛮行に対し、満身の怒りを持って抗議する」との声明を発した。

政府案が共同修正されたポイントは、以下の諸点である。

- 新たな裁量労働制の適用にあたり、対象労働者の不同意を理由として不利益取扱いをしてはならないこと労使委員会で議決することを制度実施の要件とすること
- 労使委員会の労働者代表委員については、任期を定め、当該事業場の労働者の過半数の信任を得なければならないこと
- 育児・介護を行う女性労働者のうち、希望者について1年あたりの労働時間延長の限度を150時間を超えないものとする
- 深夜業について、国は労働者の就業環境の改善等のための事業主・労働

者その他の関係者の自主的な努力を促進すること

改正労働基準法は、9月30日に公布され、順次施行されていくことから連合は10月22日、「改正労働基準法の成立を受けての取組み」をまとめているが、それは中基審対策の強化、各労働組合の労働協約の見直し、未組織労働者への周知・相談活動等を進めることとし、それぞれの課題について、「基本的対策・考え方」をまとめている。

Ⅲ 労働基準法改定運動の対抗力結集を支えた団体と運動組織

■日本労働弁護団、自由法曹団など法律家集団の運動

① 日本労働弁護団

わが国において労働組合運動が労働・雇用法制改革に対抗する場合、歴史的に振り返って、労働者と労働組合の権利擁護の立場に立つ法律家・労働弁護士とその集団の支援、共闘が非常に重要な支えとなっていることを確認することができる。その支えなしには運動を組織し展開することは不可能であったといっても過言ではない。その中心をなしたのが総評弁護団（その後1989年10月20日、日本労働弁護団と改称）である。1986年9月の総会文書で、総評弁護団は、結成30年を前にして、「その国の多数の弁護士が単一の職能的労働弁護団を結成し、長期にわたって活動し、成果を挙げてきた例は、他の国々にはみられないところである。こうした特色ある弁護団を生み出し、存続せしめたのは、われわれの努力であり、また日本の労働運動のこれを支えた力でもあった。……わが団が、単一の団体としての団結を保持して、運動に寄与しなかったとすれば、日本の労働運動の権利闘争の状況も異なっていたであろう」と規定した。これは、総評の解散、連合の結成の変化のなかで、日本労働弁護団に改称し、今日に至っているが、この自己規定通りの評価に値する活動を行っている。

これまで見てきたようなすべての労働者と労働組合の立場を堅持して、分裂、分散状況にある労働運動の共闘、協力を可能とし、実現する諸計画を提

起して行ったが、地方においても、大阪の共同の取組みとして、1997年3月12日の法律家7団体の共同声明、1997年5月21日の7団体共催「労基法改悪を許さない」シンポジウム（220名参加）、懇談会、学習会、宣伝活動、議会請願、地元の国会議員への説明などをおこなっている。

② 自由法曹団

1921年に結成され、1945年に再建されたわが国では、労働運動、農民運動など勤労諸階層の生活と権利を守る運動に深く関わり、その先頭に立って闘ってきた弁護士集団であることは、良く知られているが、多くの労働弁護士のメンバーは総評弁護士団→日本労働弁護士団に加入しており、これまでの労働法制をめぐる諸闘争でもその一翼をになって中央、地方、地域で積極的役割を果たしてきた。

労働組合運動の再編過程で、その政治的立場との絡みで、統一労組懇運動、全労連運動との協力共同の関係が深まって行き、1980年代中葉以降の労働法制改定反対闘争では、統一労組懇運動や中立的労働組合組織、その周辺の民主的諸団体とともに「人間らしく働くための国民会議」を結成、とくに1987年の労働基準法の改定問題では、早くから「40年目の大改悪！」として、労働組合運動に警鐘を鳴らしていた。そして1997年～98年の労基法改定反対運動においても、96年にそれを発展、改組させて全労連などともに労働法制中央連絡会を結成し、主導性を発揮して活動した法律家集団である。

③ その他

日本弁護士連合会（日弁連）は、1998年5月2日の定期総会で「労働法制の規制緩和反対決議」を採択して、労働組合運動の取組みを支援する姿勢を明確にし、その後の労働雇用法制問題でも労働者の権利擁護の立場から政府に修正を要求する行動もおこなったが、また、労委労協（全国労働委員会労働者側委員連絡協議会）も全国の労働委員会の労働者側委員によって自主的に結成されている研究活動組織で、このメンバーの運動も労働組合運動の対抗力の強化にとって貴重な存在であった。

■連合の労働法制闘争に対する「連合要求応援団」の活動

戦後の労働法制改定問題に対して、労働者の権利擁護の立場に立つ労働法

や社会政策・労働問題の学者、研究者や法律家・労働弁護士は、その運動に様々な形で関わっており、1997年の労働基準法改定の問題でも各地の有志が早くから批判、反対のアップール、運動に参加して活動していた。

この連合要求実現応援団の結成経過については、先に記述したが、連合会長からの要請を受けて、10月16日に結成され以降、1999年10月4日に解散するまでの間、7回の応援団会議を開催し、以下のような主な取り込み活動を行っている。応援団には141人が参加した。発足時に申し合わされた活動内容は、節々での提言やアピールの公表、連合の集会や研修会等に要請があった場合に応援する活動、会員の基金拠出による新聞広告の掲載、労働法関係審議会労働側委員との意見交換などであった。

権利拡充の労働法制実現！規準緩和阻止！連合中央集会への連帯挨拶、連合・労働省前座り込みへの激励の挨拶、連合・第一次緊急行動「要求実現中央集会」への連帯挨拶、労働大臣への要請行動、新聞意見広告の掲載、衆院労働委員会への慎重・審議の要請行動、連合中央総行動への連帯挨拶、「連合要求実現！怒りの国会前座り込み行動」への激励行動、派遣法改正 各党に聞く！シンポジウムの開催などの諸行動である。

その他、連合要求（対案）づくりとこの要求に向けた衆参両院議長への職場署名、地方連合会による新聞意見広告活動、労働基準法メーデーの開催、1万人による国会、霞が関行動と全国100万人行動等々世論づくりを進め、政党への支持・協力要請なども行っている。

連合鷺尾会長（当時）は、その後「『応援団』の活動が、各場面での連合への叱咤激励、労働省事務局や国会議員への無言のプレッシャーとして働き、法案修正として一定に成果をあげたと言える。何よりも大きな成果は、連合という運動体と研究者・専門家の方が共通の課題で運動を展開できたことである」と振り返った。

代表世話人を務めた中央大学の角田邦重教授は、「応援団が、日頃連合の方針に批判的な意見を持つ人を含めて、労働法改正への鋭い、有益な意見交換の場となりえたことに満足している」とし、「互いに批判的な意見を持つ人との対話を崩さないでほしいということを労働組合にぜひお願いしたい」

と語っている。

連合が1998年7月の参議院選挙での野党の前進という政治的結果と労働組合運動の大衆行動を結合させていくことに消極的で、修正された内容と応援団が協力して作成した対案との格差が大きかった、他の労働団体との共同行動を積極的に追求しなかったことなども問題点として指摘されている。

■全労連を含む各種団体による労働法制中央連絡会の活動

全労連の労働法制問題に取り組む共闘組織について、ここで触れておくと、連合よりも早くのスタートさせており、総評内外の統一労組懇談運動が展開されていた1986年の8月段階で、40年目の労基法大改正問題の登場を重視した自由法曹団や統一労組懇、その他の民主団体が「人間らしく働くための国民会議」準備会を結成（12月、正式発足）、労働基準法の抜本的改正にむけてさまざまな取組みを開始し、9月に「労基法改悪に反対する討論集会」を開催するとともに1000万人署名運動などを推進していた。

また、民放労連、新聞労連、日本医療労協、生協労連、全損保等の5月21日、「労働時間の弾力化で8時間労働制をくずす労働基準法の改悪反対緊急集会」（1500人）を開催し、アピールを発表していたが、両者はその後合流していった。

その後、全労連の結成以降、1996年7月11日に労働法制の改悪に反対して幅広く闘う恒常的な共同闘争の運動組織として「労働諸法制の全面改悪に反対し働く権利とルールの確立をめざす中央連絡会」（労働法制中央連絡会）を結成した。この時に「労働時間法制、労働契約法制の見直しに対する見解」を発表した。

これが全労連運動の労働雇用法制問題に取り組む共同闘争の組織となっていたが、主要な構成団体は、全労連、自由法曹団、新日本婦人の会、婦人団体連合会、労働運動総合研究所、労働者教育協会、全労働、マスコミ文化情報労組会議など9団体であった。

中央連絡会議は、職場や地域から大規模な運動を展開することを確認し、規制緩和の労働法制の改悪を阻止するためには、すべての労働組合の共同が重要として全労連、連合、全労協等の労働団体に、繰り返し共同行動を呼び

かける一方、共闘組織内の中心的主力である全労連のもつ対抗力を構築し、有効に発揮させ、連合、全労協を含む改定反対闘争全体を前進させるために、先に紹介した諸運動一署名運動、審議会、地方議会などへの意見書提出と要請、職場、地域での運動強化、共同行動への強化に全力をあげていたといえよう。

■四ネットワークとそれを支えた労働組合組織の大衆行動の展開

1997年～98年の労基法改定反対運動で、連合、全労連、全労協など従来の代表的な労働団体の取組みではなく、非正規、インフォーマルな労働者の共同による大きな画期的運動が展開され、注目を集めた。それが、先に紹介した四ネットワークの運動である。

これを支えたのは全労協全国一般なんぶ、全統一など中小労組と東京ユニオン、またコミュニティーユニオンなどの活動家やオルグであった。従来の労働団体や政党による団体間の共闘方式ではなく、中小労働組合やインフォーマルなネットが集会の主催者になり、3000人の集会を成功させ、そして組織された大きな労働組合が取り組めなかった地方へ運動を広げる「全国キャラバン」を実践した意義は大きなものがあったといえよう。

1998年春の取組みは、この四ネットワークの呼びかけを受けた労働組合組織が、「全国単産・団体調整連絡会議」を新たに設置し、これに参加した組織—全国一般全国協、コミュニティーユニオン全国ネットワーク、全港湾、全日本建設運輸連帯労働組合、国労、全労働省労働組合、東京ユニオン、全国一般なんぶ、全統一、東京管理職ユニオン、東京東部労組、全造船関東などのオルグが、全国キャラバンで歩く各地における行動、財政計画や地域の組織活動などを調整し、それに基づいて連続する全国規模のネットワーク行動として展開されていったのであった。また、この四ネットワークの運動に対して日本労働弁護団が積極的に援助、協力したことはいうまでもない。

こうした運動経験が、その後の貧困と格差との労働組合運動と社会的運動の共同した取り組みに活かされたといえよう。

おわりに 基本的な問題点—全国的組織の共闘関係の確立を

以上、概観した1997年から1998年にかけての規制緩和政策に基づく労働基準法改定問題に対抗した運動に対して、その経過を注目していた関西方面の労働法学者は、ほぼ共通して「ナショナルセンターの違いを超えて、国会・政府委員会等の内外に亘って活発な反対・修正の運動を展開し、法案に対する一定の修正を獲得し、今後の労働者の権利運動の発展に展望を開くなど、いくつかの重要な成果をあげた」と評価した。ドイツの労働組合運動の社会保障制度要求におけるストライキ問題に触れながら「結局法案の廃案もしくは抜本的修正を実現できなかったことは、労働運動の力不足を印象づけるものであった」とし、並大抵の運動では抵抗しきれない経営側の攻勢のときこそ「ストライキという憲法上保障された労働者の基本権は、こういう時のためにこそ存在すると思うのだが」という感想も出されていた（当時・西谷敏大阪市大教授）。

わが国の労働組合運動においては、当時でも今日でも、ストライキ権行使が激減している深刻な現実とその問題点、原因は多面的に検討されなければならない基本的課題となっているが、確かに1997年～98年の労基法改定問題の取組みのなかで、98年の2月段階で全労連の第一次統一行動における27単産、45万人のストライキを含む行動参加、その頃の全労協関係10ブロックでのストライキの決行が記録上明らかにされているが、連合は、取組みの方針としても最初からストライキという対抗戦術そのものを提起していないのである。

さまざまな要因によるストライキ闘争の有効な再生が容易でない状況下で、それに優とも劣らない対抗力を発揮できる行動は、日本の労働組合運動において、最大の組織された中心的な社会的勢力である全国的な労働組合組織間の共通課題での協力、共同関係の形成、それを基礎とする統一した行動の推進、行動であろう。こうした状況が生まれてこそ「並大抵の運動では抵抗しきれない」政府や財界の攻勢に対抗し得る大きな政治的、社会的勢力を構築できることは、最近の長い歴史的経験を重ねてきたヨーロッパ諸国の労働者

の権利、国民生活防衛の広範な運動が示しているところである。

わが国では、この20年の歴史を振り返っても、全労連が1996年以降労働組合間の対立が、結果として「財界・大企業の一人勝ち」という状況を許したとして「職場・地域から一致した要求にもとづく共同を連合の組合を含めて目的・意識的に追求する運動を進め、1997～98年の労働基準法改定問題でもこの姿勢を堅持して取り組んでいた。これに対して、連合は、1997年の3月段階で、「全労連系の請願活動を一切無視し、組織的妨害があれば毅然として対処を」と指示し、全労連の「協力・共同」の呼びかけが活発した8月になると、重ねて「全労連系労組を含む組織や協議体との連携や“共闘”は、連合の基本理念からあり得ないとの態度での確な対応を図るよう」各地方連合会に指示している。

この基本的姿勢はその後も堅持されていたが、運動の発展のなかで、1998年に入るとそれを反映して大衆集会や行動が活発化するなかで、事実上の「共同」関係が可視化されていきそれが社会的に運動への総括的評価を高めることになったと思われる。

しかし、国会対策面で、法案修正その他で政党では日本共産党のみを除外する対応も変えることなく堅持し、その関係から従来型の修正内容を他の運動団体に公表しない「密室協議」の形ですすめ、これに厳しい批判が加えられた。連合は、これまでよりも積極的に運動に取組みにもかかわらず、こうした非民主的な対応方法を取り依然として大きな問題点を残すこととなった。

連合の特定の労働組合と政党を排除する労働組合運動の民主主義の原則に反するこの基本的スタンスは、今日においても緩和、改革されていない。民主党中心の連立政権下でも、労働者、国民の労働と生活の権利に関わる政策制度要求や社会保障制度要求など各種の取り組みにおいても協力、共同の関係、統一行動は大原則として確立さるべきものである。ここに現代における労働組合運動に求められている最大の対抗力の源泉がある。

連合は、今後、わが国の中心的な労働組合運動として、諸外国の歴史的経験、教訓を改めて学び、労働組合間の協力、共同、統一、社会的運動団体との連帯を重視した組織と運動を追求し、労働の尊厳が最大限に保障された日

本社会への民主的改革へ重要な役割を果たすことを期待するものである。この方向の実践なくして日本の労働組合運動の真の再生、発展はなく、連合が掲げる社会を実現させることも困難となるであろう。

<参考資料と文献>

- 労働省編『資料労働運動史 平成8年版』
- 労働省編『資料労働運動史 平成9年版』
- 労働省編『資料労働運動史 平成10年版』
- 労働省労政局監修『労働運動白書－戦後50年構造改革の時代と労働運動』
平成8年度 日本労働研究機構編
- 労働省労政局監修『労働運動白書－大競争時代の対応を迫られる労働運動』
平成9年度 日本労働研究機構編
- 労働省労政局監修『労働運動白書－働き方の見直しと労働運動』平成10年
度 日本労働研究機構編
- 労働省労政局監修『労働運動白書－雇用の危機 労組の危機』平成11年度
日本労働研究機構編
- 東京都労働経済局『労働情報』1997年1月号から12月号
- 東京都労働経済局『労働情報』1998年1月号から12月号
- 東京都労働経済局『労働情報』1999年1月号から12月号
- 法政大学大原社会問題研究所編『新版社会労働運動大年表』1995年6月
労働旬報社
- 法政大学大原社会問題研究所編『日本の労働組合100年』1999年12月 旬
報社
- 法政大学大原社会問題研究所編『XII（1995～1999年）日本労働運動資料集
成』2007年6月 旬報社
- 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』1998年版 旬報社
- 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』1999年版 旬報社
- 神田文人、小林英夫編『増補版・昭和・平成 現代史年表 大正12年⇒平
成20年』2009年3月 小学館

- 『総評40年史』編纂委員会編『総評40年史』第2巻 1993年3月 第一書林
- 日本労働組合総連合会編『「力と政策」から「力と行動」へー連合 政策・制度 10年の歩み』1999年10月
- 日本労働組合総連合会『新しいワークルールづくりのために 連合・労働基準法改正への提言』1997年10月
- 日本労働組合総連合会 第5回定期大会経過報告書(1997年)
- 日本労働組合総連合会 第6回定期大会経過報告書(1999年)
- 労働法改正の要求実現をめざす『連合の取組みを応援する会』編「連合要求実現『応援団』活動まとめ 1997～1999」
- 連合要求実現「応援団」NEWS FLASH (VOL1～VOL6)
- 日本労働組合総連合会編『労働基準法改正に関する国会審議－第143回国会における衆議院労働委員会議事録集、第143回国会における参議院労働・社会政策委員会議事録集』
- 連合総合生活開発研究所『労働組合の未来をさぐる－変革と停滞の90年代をこえて』2001年
- 連合 連合 結成20周年プロジェクト「<特別報告>結成20周年にあたっての提言」
- 鈴木 玲「連合政策の展開の分析－政治・経済・組織問題をめぐる対立軸の視覚から」石田光男 願興寺浩之編著『講座現代の社会政策3 労働市場・労使関係・労働法』2009年11月 明石書店
- 労働運動研究会編『連合運動－20年の検証と労働運動の課題』2009年10月 えるむ書房
- 全国労働組合総連合編『全労連資料史－誕生から21世紀へ』2000年7月
- 全国労働組合総連合編『全労連20年史－激動の時代を拓く闘いの歴史』2009年11月 大月書店
- 全国労働組合総連合女性部『明日をみんなのちからで－全労連女性部結成とそのたたかい』2006年7月 学習の友社
- 総評弁護団編『総評弁護団 10年の歩み』1967年 総評弁護団事務局

- 日本労働弁護団編『日本労働弁護団の50年』第1巻 2007年10月
- 日本労働弁護団『労働者の権利白書－1997年版』
- 日本労働弁護団『労働者の権利白書－1998年版』
- 「労働情報」1997年10月～1998年4月
- 小野寺忠昭著『地域ユニオン・コラボレーション論－オルグの見た地域共闘とは』2003年2月 インパクト出版会
- 片岡 昇「改正労働基準法の運用と課題（上）（下）－労働基準規制を中心にして」『法学セミナー』1988年No.400、No.401
- 毛塚勝利「労働基準の規制緩和をめぐる議論と課題」『ジュリスト』1996年1月1－15日号
- 片岡 昇「改正労働基準法の運用と課題（上）（下）－労働基準規制を中心にして」『法学セミナー』1988年No.400、No.401
- 下井隆史「1988年労基法改正の意義と問題点」『ジュリスト』1999年4－1号
- 島田陽一『規制緩和と労働法制の諸問題』1997年3月 東京都労働経済局
- 全労連 <小特集1 労働法制改悪反対の闘争強化を>『交流と資料』1997年3月
- 西谷 敏「労働法規制緩和論の総論的検討」『季刊労働法』183号1997年9月
- 連合通信社 『労働法制の規制緩和批判－労基法が危ない』1997年10月
- 自由法曹団・労働法制対策本部編『検証・労働法制改悪』1998年3月 学習の友社
- 労働大学 山田省三著『現代シリーズ11 変わる労働法制 規制緩和とルール』1998年6月
- 横井芳弘「戦後労働法制の過去・現在・未来－労働法制の解体再編と労働組合の課題」『労働情報』1998年7月15日号
- 角田邦重「労働基準法改正案成立の結末」『労働法律旬報』1998年10月10日号
- 自由法曹団「労働基準法“改正”法案－“修正”ではなく廃案を－国会審

- 議の検証・“修正案”批判」1998年7月21日
- 坂本 修「労働法制全面改悪が描く財界の青写真」『前衛』1998年3月号
 - 生熊茂実「労働法制改悪反対闘争の教訓と今後のたたかい」『交流と資料』1998年11月
 - 片岡 昇「労働法の現代的意義と労働組合運動の課題」『交流と資料』1999年1月
 - 西谷 敏「労基法改正後の課題と労働組合」『法律時報』第183号1999年1月号
 - 盛 誠吾「改正労働基準法－規制緩和の帰結と体系的整合性」『日本労働研究雑誌』1999年2－3月号
 - 安枝英伸「働き方の多様化と法的規制の再編成－1998年労働基準法改正の視点」『日本労働研究雑誌』1999年2－3月号
 - 萬井隆令・脇田滋・五賀一道編『規制緩和と労働者・労働法制』2001年2月 旬報社
 - 片岡 昇著・村中孝史補訂『労働法〔2〕労働保護法』2009年1月 有斐閣